

大口町告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

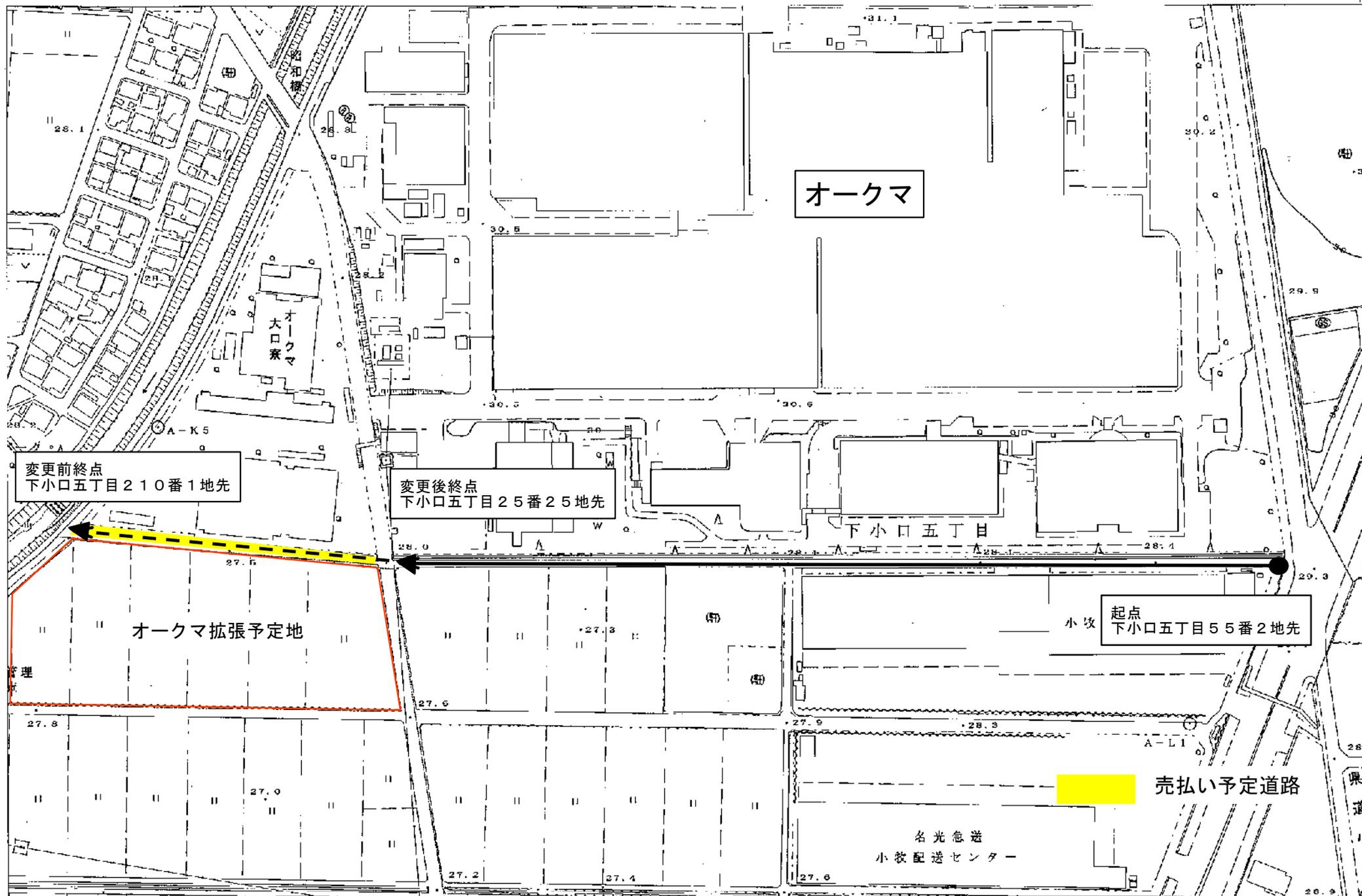
令和6年12月20日

大口町長 鈴木雅博

町道路線の供用開始

路線番号	路線名	区間	供用開始
769	町道下小口69号線	下小口五丁目55番2地先から 下小口五丁目25番25地先 まで	令和6年12月20日

町道路線供用開始 町道下小口69号線 位置図



1:2,500

